

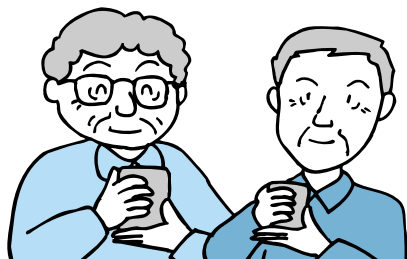
# あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

やさしい  
年金講座(その34)

平成12年度は国の財政再計算の年にあたり、国会では年金制度改正案が審議されています。

この動向については、今後We IIでお知らせしていきたいと思います。

今回は私たちがどんなときにどんな年金を国から受けることができるのか、ご説明します。



## 厚生年金保険に加入

第2号被保険者

60歳

65歳

年をとったとき

厚生年金保険に加入していた人は生年月日により65歳前から特別支給の老齢厚生年金が受けられます。

特別支給の老齢厚生年金を受けていた人は65歳から「老齢基礎年金と老齢厚生年金」に切り替わります。

特別支給の  
老齢厚生年金

生年月日によって支給開始の時期が異なります。

老齢厚生年金

老齢基礎年金

障害が残ったとき

厚生年金に加入している人が病気やけがで障害が残ったときは「障害基礎年金と障害厚生年金」が受けられます。

障害等級が3級の場合は障害厚生年金だけになり、さらに軽い障害なら一時金（障害手当金）になります。

障害の認定を受けたとき



障害厚生年金（障害手当金）

障害基礎年金

遺族になったとき

厚生年金保険に加入している人、老齢厚生年金や障害厚生年金(1・2級)を受けている人が亡くなったとき、遺族の範囲によっては「遺族基礎年金と遺族厚生年金」が受けられます。このうち遺族基礎年金が受けられるのは、遺族が子のある妻か18歳未満の子だけの場合です。

亡くなったとき



遺族厚生年金

遺族基礎年金